

狛江市 ごみ半減新聞

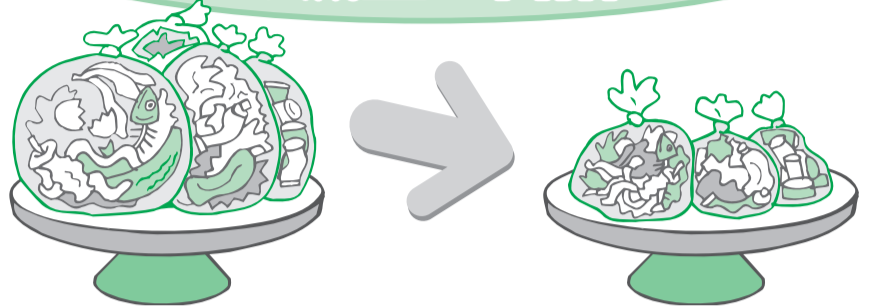
K O M A E

Vol.22 平成17年7月

発行 狛江市環境部清掃課
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11
狛江市ピン・缶リサイクルセンター内
☎03-3488-5300(直通)

「一人1日70g!」

前年度比10%の ごみ減量を目指します。



市民のみなさまへ

平成17年10月1日より

可燃ごみ・不燃ごみが有料になります。

(ごみは指定収集袋で出しましょう)

可燃ごみ・不燃ごみの出し方

指定収集袋に入れて出してください。収集袋は『狛江市指定一般廃棄物指定収集袋取扱店』で購入してください。また、一般家庭で使用する袋と事業所で使用する袋は大きさ、値段が異なります。

さらに事業所の場合、1回の収集で3袋を超える量を排出する場合には指定収集袋は使えません。市に登録している許可業者と各自で契約をして処理してください。

狛江市では、平成17年10月1日より、可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋有料制を実施します。これは、各個人がごみ処理経費の一部を負担することによって、さらなるごみ減量意識を持っていただくことを目的としています。

具体的な方法としては、各個人が『狛江市指定一般廃棄物指定収集袋取扱店』ののぼり旗のある販売店で指定収集袋を購入していただき、分別して排出していただきます。分別の方法に変更はありません。

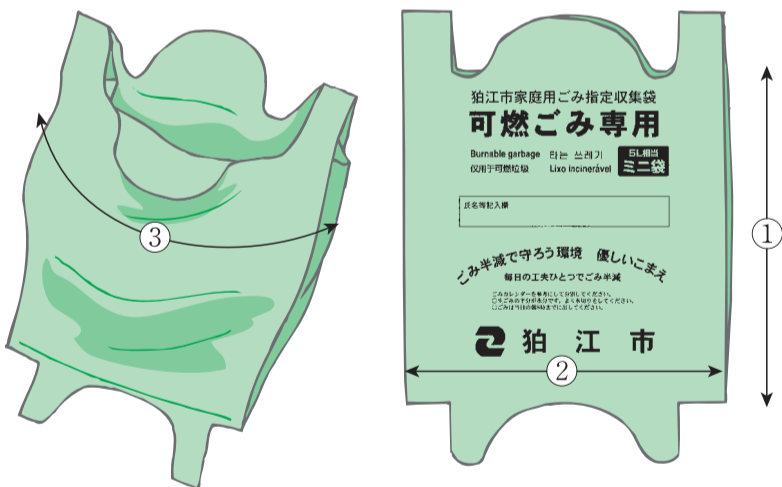
ごみ有料化までの流れ

平成11年9月、市長よりごみ半減推進審議会に『狛江市一般廃棄物処理基本計画、同実施計画の策定について』の諮問を行いました。それを受け、答申を平成13年2月にいただき、その中で『ごみ減量の必要性和公平性を考え、その有力な手段としての家庭ごみの有料化を行うべきである』と書かれています。

また、その後平成13年9月から、この答申を受けて『ごみ有料化など』について審議を行いました。平成14年9月から11月には、広報こまえて紙上討論を行い、同11月には狛江市

民センターでのシンポジウム、平成15年にも同様にシンポジウムを行い、ごみ有料化と同時にさらなるごみ減量化策について審議をお願いしてきました。

そして、その結果平成15年8月に意見具申として、『ごみ減量化のための意見具申 第1さらなる減量化への道 第2ごみ有料化への道』をいただきました。その後、市内部で慎重な議論を重ね、平成17年4月28日の条例可決により、ごみ減量化のため『可燃ごみ・不燃ごみの指定袋有料化』導入を決定しました。



袋はこの形になります。

	大きさ (容量)	大きさ(ミリ)			値段 (10枚1組)	
		幅	高さ	長さ		
家庭用	5ℓ	420	180	300	100円	可燃ごみ (黄色)
	10ℓ	500	290	400	200円	
	20ℓ	600	360	500	400円	不燃ごみ (ピンク)
	40ℓ	750	470	650	800円	
事業系	30ℓ	700	380	550	1,660円	可燃ごみ (緑) 不燃ごみ (オレンジ)
	45ℓ	800	470	650	2,500円	